

わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）実施要綱

（目的）

第1 データやデジタル技術を活用して既存事業の成長、あるいは、新規事業の展開が急速に進展していく中、各企業は競争力維持・強化のためにデジタルトランスフォーメーション（DX）を進める必要性が高まっている。

この要綱は、IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能等のデジタル技術を積極的に活用し、自らの生産性の向上又は付加価値の向上等を目指す県内事業者のDXを支援するため、デジタル技術に関する知見を有する専門家を派遣すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「デジタル技術」とは、一般的にIoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能と言われる技術であって、サイバー空間と物質空間とを繋ぐことで生産性の向上又は付加価値の向上等に寄与するものをいう。
- (2) 「専門家」とは、デジタル技術に関し高度な専門知識を有し、当該知識をもとに他者に対し助言・指導等の支援を行った経験を有する者をいう。

ただし、以下に該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業に該当する事業を営む者。

イ 役員等（個人である場合はその者、個人事業主又は法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者。

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者。

オ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

キ 役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者。

- (3) 「専門家派遣事業者」とは、和歌山県内に事務所等を有し、デジタル技術を積極的に導入し自社の生産性の向上又は付加価値の向上等を目指す法人等（個人、個人事業主又は法人をいう。）であって、専門家の派遣を希望する者をいう。

ただし、(2)アからキに該当するものを除く。

- (4) 「審査員」とは、行政機関、産業支援機関、大学等から知事が選任し、専門家の登録について審議を行い知事に進言する者をいう。
- (5) 「選定委員会」とは、行政機関、産業支援機関、有識者等から知事が別に選任する委員で構成され、専門家派遣事業者に派遣する専門家について審議を行い知事に進言するものをいう。

（実施内容）

第3 当該事業の事務局は、和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課に設置する。

2 当該事業の実施スキームは以下のとおりとする。

- (1) 事務局において、公募により専門家を登録
- (2) 事務局において、専門家派遣事業者を公募
- (3) 必要に応じて事業説明会等を開催し、情報を提供

- (4) 多角的な視点からの助言・指導等の支援を行うため、事務局において、専門家派遣事業者の申請内容に適した専門家（１～３名）を選定し派遣
- (5) 派遣終了後、専門家派遣事業者及び専門家は、事務局に対しレポートを提出

（専門家登録の申出）

第４ 新たに専門家の登録を希望する者は、以下の書類を事務局あてに提出すること。

(1) 提出書類

ア 専門家登録を希望する者が、法人の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家登録申請書（法人用）（様式１）

(イ) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写し可）

(ウ) 宣誓書（法人用）（様式３）

(エ) 役員等の氏名（フリガナ）、生年月日及び住所がわかる資料

イ 専門家登録を希望する者が個人、法人に所属する個人又は個人事業主の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家登録申請書（個人用）（様式２）

(イ) 登録者の免許書等の写し（本人確認ができるもの）

(ウ) 宣誓書（個人/個人事業主用）（様式４）

(2) 公募・受付等

別に定めるとおりとする。

（専門家の登録）

第５ 専門家の登録については、審査員の意見を参考に知事が決定する。

２ 登録の決定は、和歌山県ホームページへの掲載をもって通知に代える。

（専門家の登録期間）

第６ 専門家の登録期間は、原則登録日から１年とする。ただし、専門家が継続を希望する場合は、毎年更新することができる。

２ 更新を希望する専門家は、事務局が別に定める期日までに以下の関係書類を事務局あてに提出すること。

ア 継続する専門家が法人の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家継続登録申請書（法人用）（様式５）

イ 継続する専門家が個人、法人に所属する個人又は個人事業主の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家継続登録申請書（個人用）（様式６）

（専門家派遣の申出）

第７ 専門家派遣事業者は、以下の書類を事務局あてに提出すること。

(1) 提出書類

ア 専門家派遣事業者が、法人の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家派遣申込書（様式７－１または様式７－２）

(イ) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写し可）

(ウ) 宣誓書（専門家派遣事業者、法人用）（様式８）

イ 専門家派遣事業者が、個人又は個人事業主の場合

(ア) わかやま人材確保・育成支援プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）専門家派遣申込書（様式７－１または様式７－２）

- (イ) 専門家派遣事業者の運転免許書等の写し（本人確認ができるもの）
- (ロ) 宣誓書（専門家派遣事業者、個人/個人事業主用）（様式 9）
- (2) 公募・受付等
別に定めるとおりとする。

（専門家の派遣）

第 8 派遣する専門家については、選定委員会の意見を参考に知事が決定し、以下により専門家派遣事業者
に派遣する。

- (1) 専門家派遣事業者に派遣する専門家の選定
登録された専門家の中から最大 3 者を選定し派遣する。
- (2) 専門家派遣事業者に派遣する専門家の派遣期間
派遣期間は、一専門家あたり原則 1 日とする。
- (3) 専門家派遣決定通知書、派遣依頼書の発行
知事は、専門家派遣事業者に専門家派遣決定通知書（様式 10－1）を、派遣する専門家に派遣依頼書（様
式 11－1）を発行する。
- (4) 専門家の再派遣
知事は、特に必要があると認めるときは専門家を再派遣する。
- (5) 派遣依頼書の発行
(4)の規定により専門家の再派遣を決定したときは、知事は、当該専門家派遣事業者に専門家再派遣決定
通知書（様式 10－2）を、当該専門家に再派遣依頼書（様式 11－2）を発行する。

（派遣業務の完了）

第 9 派遣業務終了後、専門家派遣事業者及び派遣された専門家は、速やかに以下の書類を事務局に提出し
なければならない。

- (1) 専門家派遣事業者に派遣された専門家が提出する書類
支援完了届（様式 12）
 - (2) 専門家派遣事業者が提出する書類
ア．派遣完了届（様式 13）
イ．専門家派遣事業に関するアンケート調査（様式 14）
- 2 派遣業務の完了日は、前項(1)(2)の書類が事務局に到達した日とする。ただし、前項(1)(2)の書類の
到着日が異なる場合は、書類の到着が遅い日をもって業務の完了日とみなす。

（派遣業務の期間）

第 10 派遣業務の期間については、専門家派遣決定通知書が発行された日から派遣業務の完了日までとする。

（旅費等の支給）

第 11 専門家に支給する経費は別表 1 のとおりとし、派遣業務の期間満了後、第 9 によって提出された書類
の実績に応じて事務局から支給する。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施において必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

項目	
報償費	6,000円／時 ただし、24,000円／日を上限とする。
特別旅費	参考人等に対する実費弁償等に関する条例（平成7年条例第53号）第2条の規定による。